○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

中国地方整備局長　福田　功

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　号　浅口市鴨方町六条院中八〇六八番から同市鴨方町六条院中三二九四番一まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十八日

○中国地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十八日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第三百二十六号備後圏都市計画道路事業三・五・六百四十七号水呑鞆線

三　事業施行期間　自平成九年三月三日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市北川町川内名字菅刈五九六九番一五から同市北川町川内名字川平山五九二一番一まで	前	一九・六四～二五・七九メートル	二〇・二六〇キロメートル
	後	二二・一四～四一・六五メートル	二〇・二六〇キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十四号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥栖市江島町字奈良の元一七九六番一から同市江島町字盲落一六七七番一まで	前	一一・五〇～一五・八〇メートル	一・一三キロメートル
	後	一五・八〇～二四・三〇メートル	一・一三キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊万里市大坪町字半ノ尻乙五五二番一から同市大坪町字松ノ木原乙三三七番三まで	前	二三・二〇～五七・六〇メートル	〇・二八三キロメートル
	後	二三・二〇～五七・六〇メートル	〇・二八三キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	延岡市北川町川内名字菅刈五九六九番一五から同市北川町川内名字川平山五九二一番一まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所
三十四号	鳥栖市江島町字奈良の元一七九六番一から同市江島町字盲落一六七七番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
〃	嬉野市嬉野町大字下宿字二本桜甲一五六六番から同市嬉野町大字下宿字二本桜甲一五七九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
二百一号	田川市大字弓削田三八〇七番一から同市大字弓削田三六三五番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十八日

○九州地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	伊万里市大坪町字半ノ尻乙五五二番一から同市大坪町字戸城甲二二九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十一日

○九州地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十八日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年九州地方整備局告示第百六十六号都城広域都市計画道路事業三・六・六十三号中央西通線

三　事業施行期間　自平成十八年十月十九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

北海道開発局長　高松　泰